（別表１）　宮城県サービス管理責任者実践研修の受講要件となる実務経験一覧表

【受講要件】

サービス管理責任者基礎研修（以下「基礎研修」という。）の修了日以後、サービス管理責任者実践研修（以下「実践研修）という。）受講日前までの間に２年以上の実務経験（下表の第１号又は第２号の業務に従事していること）が必要です。

第１号【相談支援の業務】

ア～キに掲げる施設等で、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間

記号	事業・施設等の種類	
ア	**地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業**	第２号と通算して２年以上
イ	**児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉に関する事務所（福祉事務所、保健所等）**	
ウ	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、 障害者支援施設、障害児入所施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、 介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
オ	**特別支援学校**	
カ	**病院・診療所**［※１］	
キ	○その他これらに準ずる施設等［※２］ 児童心理治療施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、居宅介護支援事業、仙台市障害者就労支援センター、仙台市障害社地域活動推進センター、一般相談支援事業、特定相談支援事業、被災者の心のケア支援事業［※３］	

第２号【直接支援の業務】

ア～カに掲げる施設等で、直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務 又は 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務 その他の職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間

記号	事業・施設等の種類	
ア	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、 障害者支援施設、障害児入所施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室［※４］	第１号と通算して２年以上
イ	障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、 障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、 老人居宅介護等事業	
ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
エ	特例子会社［※５］、助成金受給事業所［※６］	
オ	**特別支援学校**	
カ	○その他これらに準ずる施設等［※２］ 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、児童心理治療施設、仙台市障害者家族支援等推進事業、認知症対応型老人共同生活援助事業	

語義の整理等

表中の用語の語義は、以下に例示するもののほか、厚生労働省告示に拠ります。

※１ 病院・診療所（第１号　相談支援の業務の「カ」の場合のみ）

社会福祉主事任用資格者、訪問介護員２級以上に相当する研修の修了者、下記の【国家資格等】欄に掲げる資格を有している者又は第１号のア～オ・キに掲げる施設等で従事した期間が１年以上の者に限ります。

【国家資格等】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

※２ その他これらに準ずる施設等

本県では、１ページの表に記載の施設等のみが該当します。

※３ 被災者の心のケア支援事業

本県では、次の事業のみが該当します。

（１） 東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱（平成２３年１２月２２日施行）に基づく東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業のうち被災者の心のケア支援事業

（２） 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業実施要綱（平成２５年４月1日施行）に基づく事業

（３） 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱（平成２３年８月３日施行）に基づく事業

※４ 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床に係るもの

※５ 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第４４条第１項に規定する子会社

※６ 助成金受給事業所

障害者の雇用の促進等に関する法律第４９条第１項第６号に規定する助成金の支給を受けた事業所

※「厚生労働省告示」
⇒　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５４４号）

※「障害者総合支援法」
⇒　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）

※ ここで、１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることを言います。
　例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることを言います。
（平成１８年６月２３日厚生労働省事務連絡）

※ 自身の実務経験が本表のいずれに該当するか不明な場合は、事業の運営主体や施設の設置主体等に御確認ください。